

毎週火、金曜日発行（但し休日に当るときは翌日）
昭和三四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

土地の公用廃止

牛の流行性感冒予防注射等の実施

◇教委告示

定例教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第四百三十三号

次の土地は、昭和三十八年八月六日から公用を廃止した。

鳥取県告示第四百三十四号
次の土地は、昭和三十八年八月六日から公用を廃止した。

鳥取県知事 石破二朗
場所 東伯郡赤崎町大字出上字東屋敷一
五六ノ一地先
道路數 一三坪七勺

場所 地目面積
石破二朗
地先 道路數
地目面積
破二朗

鳥取県告示第四百三十五号
東伯郡赤崎町大字出上字東屋敷一
五六ノ一地先
道路數 一三坪七勺

場所 地目面積
石破二朗
地先 道路數
地目面積
破二朗

鳥取県告示第四百三十五号
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、流行性感冒予防注射、流行性脳炎予防注射、豚丹毒予防注射、ひな白痢検査、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛、豚及び鶏の所有者に対して注射、検査及び駆除を受けることを命ずる。

内町九ノ一
西町一二八、一二五ノ一
米子市天神町一丁目七八ノ一
水路敷 九五坪
二三坪
合七勺

昭和三十八年八月十六日

八月二十三日	西伯郡西伯町	東長田検診場
二十四日	岸本町	上長田
二十六日	岸本町	法勝寺
二十七日	須村	久古
二十八日	須村	"
二十九日	小林	"
三十日	丸山	"
三十一日	岡成	"
十九日	岩美郡国府町	雨瀧、大石
二十日	伯仙町	上地
二十一日	"	"
二十二日	岡成	"
二十三日	岩美町	広西、美歎
二十四日	小田	"
二十五日	神垣、山根	"
二十六日	蒲生、法正寺	"
二十七日	鳥越、銀山	塩谷、横尾
二十八日	矢矯	"
鳥取市	洞谷、一ツ橋	"

別表	実施期日	実施区域	実施場所	各種鷄場巡回
	八月二十二日	八頭郡河原町	八頭郡河原町	
	"	"	八東町	"
	二十三日	"	"	"
	"	"	"	"
	二十四日	郡家町	郡家町	
	"	"	"	"
	二十六日	郡家町	郡家町	
	"	"	"	"
	二十七日	河原町	河原町	
	"	"	"	"
	二十八日	"	"	"
	"	"	"	"
	二十九日	用瀬町	用瀬町	
	"	"	"	"
	三十日	河原町	河原町	
	"	"	"	"
	三十一日	"	"	"
	"	"	"	"
九月	二日	郡家町	郡家町	
"	"	"	"	"
	三日	用瀬町	用瀬町	
"	"	"	"	"
四日	河原町	河原町	河原町	
"	"	"	"	"
八月	十七日	鳥取市	鳥取市	
"	"	"	"	"

昭和38年8月16日 金曜日 鳥取県公報 第3454号

鳥取県知事 石破二朗

第一 実施の目的 流行性感冒、流行性脳炎、豚丹毒、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため

第二 実施の区域 別表のとおり

第三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
流行性感冒予防注射、ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

流行性脳炎予防注射

豚丹毒予防注射

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及び同一構内で飼育する鶏。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

別表		皮下注射	
実施期日	実施区域	実施場所	流行性感冒予防注射
八月二十八日	八頭郡智頭町	野原検診場	流行性脳炎予防注射
二十九日	船岡町	植師	豚丹毒予防注射
三十日	智頭町	"	ビロプラズマ病検査
三十一日	若桜町	橋本検診場	ひな白痢検査
一	智頭町	野原家畜市場	ひな白痢急速凝集診断法
二日	船岡町	新見検診場	だに駆除
九月	船岡町	船岡家畜市場	B H C 撒布

別表		流行性感冒予防注射
実施期日	実施区域	実施場所
八月二十六日	米子市	春日、巖 検診場
二十七日	"	尚徳、五千石"
二十八日	"	成美 "
二十九日	"	"
八月二十二日	八頭郡郡家町	各豚舍巡回
二十三日	船岡町	実施場所
二十四日	郡家町	実施場所
二十六日	船岡町	各豚舍巡回
二十七日	"	実施場所
別表	流行性脳炎予防注射	
実施期日	実施区域	実施場所
八月二十六日	八頭郡船岡町	各豚舍巡回